

### 一人ひとりの取り組みが大切 「男女共同参画週間」

内 6月23～29日は「男女共同参画週間」です。職場や学校、地域や家庭で個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、一人ひとりの取り組みが大切です。市HPでは、Webマガジン「ふくしまさんかく通信」に男女共同参画に関する情報を掲載しています。

問 男女共同参画センター  
525-3784



### 水道局の委託業者が お宅に伺います

内 水道局では次の業務を民間委託しています。

- 水道メーター検針、閉開栓、異常水量などの調査／第一環境(株)
- 水道メーター取替え、給水装置点検／文化・武藤特定業務委託共同企業体
- 漏水調査／(株)サンスイ 福島営業所

※委託業者は、水道局発行の身分証明書を携帯しています。

問 1 水道総務課 535-1117  
2 給水課 535-1128  
3 配水課 535-1122

### 貯水槽水道の無料点検

時 6月3日～12月20日  
内 10m以下の貯水槽が適切に管理されているか簡易的な点検を

無料でいきます。

※設置者は、日頃から適正な衛生管理を心掛けてください。

※この点検は、法定検査に代わるものではありません。

点検内容／水質検査(残留塩素など5項目)、施設の点検

申 電話で  
問 給水課 535-1128

### アレルギー表示 推奨品目の変更

内 令和6年3月に「食品表示基準について」の一部が改正され、食物アレルギー表示推奨品目として「マカダミアナッツ」が追加され、「まつたけ」が削除されました。該当する品目を含む食品を製造している事業者の皆さんは、速やかに食品表示ラベルの切り替えをお願いします。

※詳しくは市HPをご覧ください。

問 保健所衛生課 597-6358

### 国保・年金

#### 付加年金で年金受給額を増やせます

内 毎月の国民年金保険料に400円を上乗せして支払うことで「200円×付加保険料納付月数」の付加年金を老齢基礎年金に上乗せして受け取れます。加入希望の方は、お申し込みください。

対 国民年金保険料を現在納めて

いる第1号被保険者または65歳未満の任意加入被保険者の方

持 1 マイナンバーの分かるものまたは年金手帳・基礎年金番号通知書

2 本人確認書類(運転免許証など)

申 オンライン申請

各支所・出張所の窓口で

問 国保年金課 525-3738  
東北福島年金事務所  
535-0141(音声案内)

### 農業者年金「現況届」 の提出を忘れずに!

内 農業者年金基金から「現況届」が送付されています。受給者は忘れずに提出してください。

申 6月28日(金)までに農業委員会事務局、各支所・出張所、最寄りのJA窓口で

問 農業委員会事務局  
525-3779

### 後期高齢者医療制度 一定の障がいのある方の加入

内 後期高齢者医療制度は、75歳以上の方の医療保険制度ですが、65～74歳の方で、広域連合の認定を受けると後期高齢者医療制度に加入できます。

対 次のいずれかに該当する方

- 1 身体障害者手帳の1～3級、4級の一部
- 2 障害基礎年金の1・2級
- 3 精神障害者保健福祉手帳の1・2級

### 税

#### 令和6年度個人市・ 県民税・森林環境税の 納税通知書の送付

発送予定日/6月13日(木)

※非課税の方には通知書は送付しません。

対 1 納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方

2 公的年金からの特別徴収(年金天引き)の方

※給与からの特別徴収(給与天引き)の方はお勤め先へ送付済みです。

※3月16日以降に申告書を提出した方は、通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、第2期分以降で税額変更を行った上で後日通知します。

問 市民税課 525-3792、525-3712

#### 令和6年度個人市・ 県民税・森林環境税第1期 納期限は7月1日(月)

内 市税などの納付には口座振替がおすすめです。また、地方税統一QRコード(eJ-QR)が

### 新築・増築家屋などの 訪問調査実施

内 固定資産税の評価額算定のため、訪問調査を実施します。職員は顔写真入りの身分証明書を携帯しています。

対 1 令和6年1月2日以降に新築や増築をした家屋

2 事業用償却資産(構築物など)

問 資産課 525-3716



### 市民後見人養成講座 オリエンテーション

時 7月6日(土)午後1時30分～3時  
場 市民会館 内 判断能力が低下した方に寄り添いながら支援する市民後見人の養成講座を開催します。開講に先立ち講座や制度の概要を説明するオリエンテーションを開催します。

定 100人(先着順)

申 申し込み方法など詳しくはHP

### 認知症サポーター 養成講座

時 7月12日(金)午後1時30分～3時  
内 1 認知症とは何か

2 認知症の症状と支援の仕方

3 認知症サポーターのできること

受講者には「オレンジリング」を贈呈。

講 キヤラバン・メイト

定 20人(先着順)

申 日本赤十字社福島県支部のHPで

## 福祉

### 要約筆記養成入門講習会

時 7月6日～8月10日(土曜日全6回) 午後1～6時 内 手話を主なコミュニケーションの手段としない中途失聴や難聴の方に、情報を伝える「要約筆記」の基礎知識を学びます。

講 要約筆記「ふくしま」、福島パソコン要約筆記、福島県中途失聴・難聴者協会

対 市内在住の方

定 15人(先着順)

料 500円

申 6月27日(木)までに

1 住所

2 氏名

3 生年月日

4 電話番号を電話またはファクスで

### 6月の各種相談 無料

相談内容	相談・予約・問
法律(弁護士) 要予約 (※年度内1人1回)	市民相談室 535-2121 予約受け付け/毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般(生活課相談員)	県司法書士会福島支部 529-7331
登記(司法書士)	県公共嘱託登記士地家屋調査士協会県北支所 531-0986
土地家屋調査(土地家屋調査士)	相談/ 521-8331 問/福島行政監視行政相談センター 534-1101
行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)	県社会保険労務士会 526-2270 534-5432 法テラスサポートダイヤル 0570-078374
年金・労働(社会保険労務士) 要予約 ※Zoomでも対応可	法テラス福島 0570-078370
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供(電話・メールフォームで)	法テラス福島 0570-078370
法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など) 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	東政相談コーナー 521-4281
交通事故	消費生活センター 522-5999
消費生活(生活課消費生活相談員)	消費生活センター 522-7867
多重債務110番(生活課消費生活相談員)	多重債務・消費生活法律相談(司法書士) 要予約
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)	権利擁護センター 533-3341 533-8879 kenriyougo@f-shishakyo.or.jp
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員)	こども家庭課 525-3780
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	県労働委員会事務局 521-7594
労働困りごと相談窓口	総合労働相談コーナー 536-4600 0800-8004611(労働者フリーダイヤル)
労働局総合労働相談コーナー(解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談)	福島労働局雇用環境・均等室 536-4609
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	みんなの人権110番 0570-003-110 子どもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810
人権なんでも相談	定住交流課(市国際交流協会事務局) 525-3739 533-5263 teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人の生活相談	県国際交流協会 524-1316 521-8308 ask@worldvillage.org
外国人住民のための相談窓口(来所・電話・ファクス・メール・LINEで)	県国際交流協会 524-1316
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	

日時など詳しくは市HPをご覧ください▶

震災関連相談はこちら▶

### 6月のイベント カレンダー

毎月のイベント情報を市HP内「イベントカレンダー」に掲載しています。お出かけの際にご活用ください。



※詳しくはお問い合わせください。

場 問 日本赤十字社福島県支部 545-7996

市政だよりは市のHPでもご覧になれます。【HPアドレス】<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/> 目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のHPで声の市政だよりを聞くことができます。



福島市の人口(R6.5.1)計273,225人(+740)男133,257人(+522)女139,968人(+218) / 世帯数123,408(+732)